

付加保険料を納付しませんか

基礎年金に上乗せ

厚生年金保険などの被用者年金に加入しているかたは、報酬によって保険料や給付額が増減しますが、自営業者など国民年金の第1号被保険者のかたは、保険料と給付（老齢基礎年金）額が定額です。現在、老齢基礎年金の年金額は792,100円（平成18年度の満額）ですが、老後に受ける老齢基礎年金をより高いものにしたいと考えているかたのために、付加年金があります。毎月の国民年金保険料（13,860円＝平成18年度額）に付加保険料を上乗せして納めることで、より多くの年金を受け取ることができる仕組みです。

国民年金

[問合せ先]
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

付加年金の額

付加保険料の額は1ヶ月400円で、付加年金の額は「200円×付加保険料納付月数」です。

つまり、保険料400円に対して年金額200円ですから、受給開始から2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができます。



注意1

付加年金に加入できるかたは、国民年金の第1号被保険者または任意加入被保険者のかたです。保険料納付の免除・猶予を受けているかたや国民年金基金に加入しているかたは加入できません。

注意2

付加年金は、老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給されます。老齢基礎年金を繰上げ受給または繰下げ受給する場合は、付加年金も繰上げ・繰下げ受給となり、老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

教育委員会
だより

これからの地域スポーツ

「運動したい」と日頃から考えている皆さんに、「なぜですか」と尋ねたらどんな答えが返ってくるでしょうか。

「最近、体重が増えてきて」「メタボリック症候群が気になって」「スポーツを通して仲間を増やしたい」

「家族や親子で気軽に運動したい」と、きつとそれぞれ目的が異なると思います。

しかし、運動したいと思っただけで、日常生活において体を動かす機会を定期的につくることはなかなか難しいことだと思えます。目的にあったスポーツクラブやスポーツ教室・講座などが身近にないということもあるでしょう。

これから私たちがめざしていく生涯スポーツ社会は、「それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつ

までもスポーツに親しむことができる社会」です。それを実現するためのひとつの方策として、今、全国各地の実情に合わせて地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」が設立されています。

現在、全国の公共スポーツ施設を拠点とするスポーツクラブの約九割が単一型です。そのため、世代をこえ、種目をこえ、多様な技術・技能レベル、多様な興味・関心をもつ人たちが参加できる地域スポーツクラブをつくっていくことが必要だと言われています。それは、生涯にわたる豊かなスポーツライフおよび健康の保持増進につながるのと同時に、地域の活性化にも大きな役割を果たすと考えています。

「スポーツを通じた健康づくり・まちづくり」について、地域の皆さんの力が、今、求められています。

教育電話相談

～悩んだら気軽に電話してください～

羽島郡二町教育委員会

☎245-1133